

# 第10回中国国際養老サービス業博覧会 (日中(北京)高齢者産業交流会) ジャパンパビリオン出品案内書

応募締切  
2024年5月2日(木)

ジェットロは、中国・北京で開催される「第10回中国国際養老サービス業博覧会」にジャパン・パビリオンを設置し、日本の養老サービスや福祉機器、認知症ケアサービス・関連商品、高齢者向けレンタルサービスに活用できるリハビリ機器や補助具等のPR、及び中国企業との商談支援を行います。

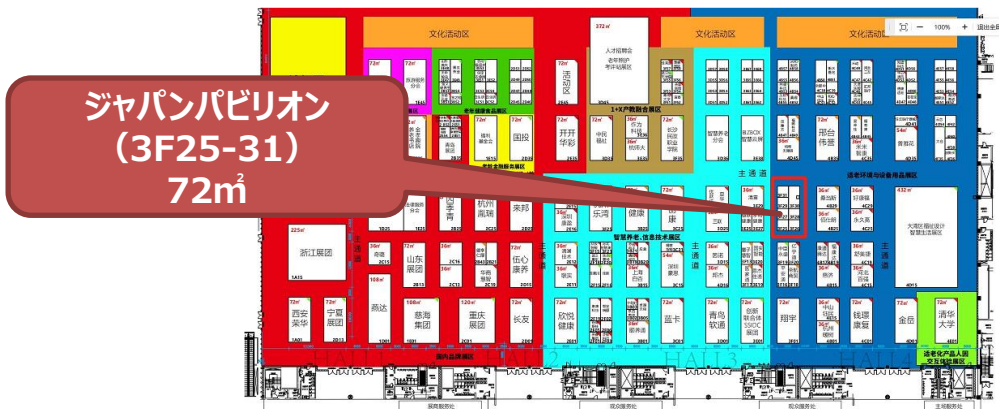
本展示会は、北京及び中国の高齢者産業の最新状況を理解しつつ、自社の介護サービスや関連商品等を周知し販路開拓に繋げる機会になることが期待されます。中国におけるビジネスの拡大や新規市場開拓を目指す皆様のご参加をお待ちしております。

## ◆展示会概要◆

名称	2024第10回中国国際養老サービス業博覧会(北京)(CISSE)
会期	2024年5月21日(火)～5月23日(木)
会場	北京・中国国家会議中心(朝陽区天辰東路7号)
主催者	中国社会福利・養老サービス協会
出品者数	約280社 ※前回実績
展示規模	22,000㎡ ※今回予定
来場者数	延べ50,000人 ※前回実績
URL	<a href="https://www.yanglaofuwu365.com/">https://www.yanglaofuwu365.com/</a>

## ◆ジャパンパビリオン 概要◆

主催	日本貿易振興機構(ジェットロ)
展示規模	72平米(標準施工ブース)
会場	北京・中国国家会議中心 3F25-3F31
募集企業数	7社程度 (先着順。審査あり。中堅・中小企業を優先します。)
出品対象	養老サービス、認知症ケアサービス・関連商品、福祉機器、リハビリ機器など



## ◆ 出品料・形態 ◆

### ➤ 出品料：無料

※但しキャンセルの場合は契約成立後（ジェットロの採択通知書による承諾意思表示の発信時点より）キャンセル申出時点で発生している実費を負担頂きます。

### ➤ 出品形態：標準ブース（1社1コマ想定）

- ・来場者に対して日本の認知症ケアサービス・関連商品、福祉機器、リハビリ機器などをPR することを目的とする。
- ・各企業に標準ブース1コマの専有スペースで、展示及び商談していただくこととなります。応募者多数の場合はスペースを調整する可能性やご参加頂けない可能性もありますので予めご了承ください。
- ・ジェットロによるバイヤー招致や現地メディアやSNS 等を活用したPR 等によって効果的な商談が実施可能です。

## ● ジェットロと主催者が負担するサービス

### ◇ ジャパンパビリオン出展

- 展示スペース費用（机と椅子）（主催者負担）
- 標準ブース施工費用（主催者負担）
- 一定の電源及び電気代（主催者負担）
- ジェットロによるバイヤー誘致、現地メディアやSNS等を活用したPR（ジェットロ負担）

## ● 含まれないサービス

### ◇ 上記以外にかかる費用（例として以下）

- 出品物調達費
- 渡航費（航空賃、宿泊代）、ビザ代、旅行傷害保険料等
- ホテル～会場の移動交通費
- 食費等の個人的な経費
- 会場までの出品物の手配・輸送費（同輸送費には、通関、見本市会場内の搬入・搬出費用、空箱保管料、貨物保険料等の輸送関連経費を含む。）
- ブースアシスタント、通訳等に係る手配・経費
- 追加電源費用、追加備品、広報素材などの制作費用

## ◆中小・中堅企業定義・要件◆

本事業における中小企業の定義・要件は、以下（１）および（２）の定義・要件をともに満たす場合に、本事業における中小企業とみなします。

### 中小企業の定義

#### （１）中小企業基本法の定義

製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

※常時雇用する従業員の数には、事業主、役員の数、臨時の従業員を含みません。  
※法人格のない個人事業者によるお申し込みについても、同様に判断します。

#### ※中堅企業の定義

2023年度より、中小企業基本法では「中小企業」に該当しない場合でも、以下を満たす場合には、「中堅企業」として「中堅・中小企業料金」にて申し込めます。但し、（２）の要件を満たすことが必要です。

上記の中小企業者以外のもののうち、会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社であって、応募日において確定済の直近決算の売上高が1,000億円未満又は常用雇用者1,000人未満の者。

#### （２）経済産業省の定める要件（NEW!）

- ①資本金又は出資金が5億円以上の法人（中堅・中小企業を除く）に直接又は間接に100%の株式を保有される事業者でない。
- ②確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えていない事業者。

ただし、上記の条件に該当する企業様であっても他の国庫補助金による支援を受けている場合は、中堅・中小企業料金の適用が出来ない場合もあります。必ず補助金の所管部署等へ確認の上、お申し込みください。

## ◆出品要件◆

- 日本で法人資格を有する企業や団体であること。対象分野に合致する日本ブランドの製品・技術・サービス等を紹介すること。但し、薬機法に抵触する表現・表示をしていないこと。
- 日本・中国間の渡航規制に関わらず、準備日及び会期の全日程で会場の自社ブースに常駐できる企業（①中国に現地法人、代理店又は代理人等を有している企業等、②日本から渡航いただける企業）に限る(会期中の撤収は不可)。ビザ取得にかかる招聘状の発給については別途ご相談。
- 上記の出展対象分野に合致する製品・技術・サービスを有する日本の企業であること。
- なお、現地法人または現地代理店の場合は、出品ブランドの商談の権限がある者。（委任を受けた者を含む）
- 本見本市出品について、経営者・事業責任者を含めて、社内での同意が得られていること。
- 出品目的が調査や研修目的等でなく、商談目的であること。
- 商談に必要となる相応の準備ができること。また、会期後も商談および輸出に関与できる担当者がいること。（中国語または英語で商談ができること。中国語が望ましい）
- 展示会主催・運営機関の定める展示会参加要項に従い準備・出品ができること。
- 展示会主催・運営機関、ジェトロが求める提出書類を事前に準備できること。
- ジェトロが成果把握等のために実施するアンケートにはご回答頂けること。
- お申込みは**日本本社名**の、中小企業となります。但し、スペースに余裕がある場合は中小企業以外の方も参加できます。  
(参考) 中小企業の定義：<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>
- 本案内書および「海外見本市出品要綱」の記載事項を了承していること。同案内書に記載されていない事項は、同要綱の定めに従うものとします。なお、同案内書と同要綱に矛盾がある場合には、本案内書の記載内容を優先します。

## ◆留意事項◆

以下には重要な情報が記載されています。お申し込みの前に必ずご確認ください。

### 【全体】

1. 外国為替および外国貿易法等、国内法令に定めのある出品物の出品については、出品者の責任において、輸出するまでに許可等の取得をお願いします。但し、許可の可否は出展までに確認をお願いします。  
(経済産業省安全保障貿易管理課ホームページ<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>)
2. ジェトロが成果把握等のために実施する商談情報調査（主に成約及び成約見込み先相手企業名・金額等）には必ずご回答願います。（会期前、会期中、会期後）
3. お申し込みが予定企業数に達した場合は、締切日以前でも募集を締め切る場合があります。
4. お申込みいただいた内容に変更がある場合、ジェトロにご連絡ください。また、申込締切日を過ぎてからの変更には応じられない場合がありますので、予めご了承ください。
5. ジェトロが出品者として適当であると承認することを要件とします。
6. 搬入～会期～搬出の全日程を通じての会場アテンドをお願いします。展示会最終日の終了時刻以前の撤収は認められません。
7. 会場の諸規定や開催国・開催地の関係法令等を遵守することとします。
8. 偽造品、不良品、知的財産権の権利侵害品の展示はできません。また、会場内で使用される展示物・映像・音楽は、著作権を侵害しないようにしてください。展示・実演で音楽の演奏・オーディオ・ビデオの録音物を再生する場合は、著作権に対する処理手続きが必要です。
9. ご提供頂いた個人情報は、事業実施のため、設計業者、施工業者、現地バイヤー、主催者等の事業関係者に提供する場合がございます。また、本博覧会に関するプレスリリース、ジェトロホームページ、主催者運営オンラインサイト等において企業情報や出品物の情報等が公開される場合がございます。予めご了承ください。
10. 現地への展示品の輸送、展示会場内の搬出入は全て出品者の責任において実施願います。
11. 主催者から変更の要請・指示があった場合、ジェトロは本出品のご案内に記載の内容を変更させていただく可能性があります。

### 【ジャパンパビリオン】

1. 出展の採択、展示スペースの位置や面積等は出品規模、出品物、業種等を考慮し、確保できたスペース内で展示構成を配慮しつつ、ジェトロが決定します。ジェトロは出品者より一切の希望・要求を受け付けません。
2. 提供された展示スペースの転貸、売買、交換、譲渡は出来ません。
3. ブースのデザイン・設計及び施工はジェトロが、出品物の展示・陳列は出品者が行います。
4. 出品物の展示方法及び出品者が自ら施した装飾が、ジャパン・ブース全体の統一感を著しく乱すとジェトロが判断した場合、ジェトロの指示に基づいて変更いただく場合があります。
5. 戦争、天災、政情不安等の不可抗力が発生した場合、また外交関係、経済関係等のやむを得ない事由からジェトロとしての見本市への参加が不適当もしくは不可能となった場合、出展を取りやめることがあります。ジェトロはこれによって生じたいかなる損害に対しても賠償責任を負いません。
6. ジェトロは、会期中及びその前後を通じて会場内外で発生した傷病、事故、盗難、火災、その他一切の原因を理由とするいかなる損害・損失・損傷についての責任を負いません。
7. 相応の理由なしにキャンセルされた場合や、実績報告書・アンケート・調査へご協力いただけない場合には、今後ジェトロが実施する事業の選定等において考慮されることとなります。

## ◆申込方法・締切◆

本案内書および「海外見本市出品要綱」をよくお読みの上、以下2つのSTEP 全てを申込締切までに完了させてください。

【申込締切】：2024年5月2日（木） 17時00分（中国時間）

### 【STEP1】

イベント申し込み：下記URLより本イベントにお申込み、企業情報・商品情報の登録をお願いします。

<https://www.jetro.go.jp/customer/act?actId=B0067438E>

※初めてご利用の方はユーザー登録が必要となります。

### 【STEP2】

企業情報・商品情報・出品申込書を下記のフォームよりご登録ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/odc/yourou202401>

### 【STEP3】

その後、JETROから連絡いたしますので、代表者印を押印済みの申込書を1部ご郵送ください。

代表者印を押印済みの申込書を1部ご郵送ください。

〒107-6006

東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル 6階

JETRO 海外展開支援部販路開拓課ヘルスケア産業班宛

## ◆お問合せ先◆

【中国】JETRO 北京事務所 対外業務部（担当：鄭、兪）

TEL：+86-10-6513-7077 内線：118（鄭）、111（兪）

E-mail：[PCB@jetro.go.jp](mailto:PCB@jetro.go.jp)

【日本】JETRO 海外展開支援部 販路開拓課 ヘルスケア産業班（担当：石原、佐藤利昭、前田）

E-mail：[healthcare@jetro.go.jp](mailto:healthcare@jetro.go.jp)

## ◆参考：JETROの関連サービスのご案内◆

### 【Japan Street】

Japan Street はJETRO招待バイヤー専用のカタログサイトです。貴社の商品を登録いただきますと世界中のバイヤーの目に触れることになり、商品に対する引き合いや商談依頼を受けることが可能となります。

～ご登録のメリット～

1. JETROが厳選した世界中のバイヤーと出会う機会に繋がります。
2. ご登録から商談日程調整まで、JETROによる無料のサポートを受けることができます。
3. 商談日程調整など海外バイヤーとのやり取りはJETROが代行いたします。

\* 詳細・登録はこちら

[https://www.jetro.go.jp/services/japan\\_street.html](https://www.jetro.go.jp/services/japan_street.html)

### 【China Japan Street】

ChinaJapanStreet（中国語名「JETRO 日本商務館」）は、Wechat のミニプログラムを使ったBtoB専用マッチングプラットフォームで、ChinaJapanStreet 上に掲載された企業/商品情報に興味を示したバイヤーさまの引き合い情報をJETROが各企業様にお届けする仕組みです。

～ご登録のメリット～

1. 中国各地の多様なバイヤーとの商談機会に繋がります。
2. 参加企業は、China Japan Street連動のオフラインイベントへ参加することができます。

\* 詳細・登録はこちら

[中国バイヤーとのオンラインマッチングプラットフォーム "China Japan Street" | JETROのサービス - JETRO \(jetro.go.jp\)](#)

### 【新規輸出1 万者支援プログラム】

輸出に対するあらゆる質問に対応、国内取引での輸出から海外バイヤーとの商談まで貴社のビジネスチャンスをサポートします。JETROでは新たに輸出に挑戦する企業に対し個別のコンサルティング通じて、適切な支援策を提案します。

\* 詳細はこちら

<https://www.jetro.go.jp/ichiman-export.html>

※輸出経験のある企業も対象になります。

### 【貿易実務オンライン講座】※有料講座

国内取引と比べ、チャンスは大きいものの、リスクも非常に大きいのが海外との取引です。リスクを回避し、海外との取引を成功させるためには、貿易の流れや実務（マーケティング、輸出入規制、契約交渉、貿易条件、船舶手配、保険付保、決済方法、貿易金融、通関、クレーム対応など）、取引の際に締結する英文契約についてなど、さまざまな知識やノウハウが必要不可欠です。「貿易実務オンライン講座」は、長年、海外ビジネスに関する相談に応じているJETROが、そのノウハウを活かし、海外取引に欠かせない知識を体系的に、分かりやすく学んでいただけるよう開発した講座です。企業の社員研修のメニューとして、キャリアアップや資格試験対策として、さまざまな用途にお役立ていただけます。

\* 詳細はこちら

<https://www.jetro.go.jp/elearning/>